

## 藤沢駅南口交通広場調整会議設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 藤沢駅南口は、本市の玄関口としてふさわしい機能を備えた交通結節点としての再整備に向け、関係者間で検討、調整することを目的として「藤沢駅南口交通広場調整会議」(以下「調整会議」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 調整会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 藤沢駅南口交通広場の再整備に関する事項
- (2) 歩行者用デッキの再整備の方向性に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、藤沢駅南口交通広場再整備について専門的な助言、指導等に関する事項

2 調整会議は、前項の所掌事務を執行するに当たっては、別途設置する「藤沢駅南口駅前広場等あり方検討会議」と連携を図るものとする。

### (組織)

第3条 調整会議は、委員12人以内で組織する。

### (委員)

第4条 委員のうちこの市の職員以外の委員は、次の各号に掲げるもののうちから当該各号に定める人数を超えない範囲内において、市長が依頼するものとする。

- (1) 学識経験を有する者 1人
- (2) バス事業者社員 1人
- (3) タクシー事業者役員 2人
- (4) 鉄道事業者社員 4人

2 委員のうちこの市の職員である委員は、都市計画課長、道路河川総務課長、道路管理課長及び藤沢駅周辺地区整備担当参事をもって充てる。

### (委員の任期)

第5条 委員の任期は、平成31年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

### (会長等)

第6条 調整会議に、会長を置き、委員の互選により定める。

( 会長等の職務 )

第 7 条 会長は、議事その他の会務を総理し、調整会議を代表する。

2 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名したいずれか 1 人がその職務を代理する。

( 会議 )

第 8 条 調整会議は、会長が招集する。

2 調整会議は、会長及び半数以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 調整会議の議事は、出席した過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長に事故がある場合の第 2 項の規定の適用については、前条第 2 項の規定により会長の職務を代理する委員は、会長とみなす。

( 代理出席 )

第 9 条 委員がやむを得ず出席できない場合であって、会長が必要と認めるときは、委員は代理出席者を会議に出席させることができる。

( 意見等の聴取 )

第 10 条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、この市の職員その他の関係人を会議に出席させてその意見又は説明を聴くことができる。

( 秘密保持 )

第 11 条 会長、委員若しくは調整会議に従事する職員又はこれらの職にあった者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

( 庶務 )

第 12 条 調整会議の庶務は、都市整備部藤沢駅周辺地区整備担当において総括し、及び処理する。

( 委任 )

第 13 条 前各条に定めるもののほか、調整会議の議事の手続その他の調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が調整会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成 29 年 11 月 15 日から施行する。

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が調整会議を招集する。